

静岡大学（大谷）専用水道水質等点検業務特記仕様書

令和8年3月作成

静岡大学 財務施設部 施設課

静岡大学
財務施設部
承認

保全業務特記仕様書

1 章 業務概要

1. 業務名称	1
2. 業務場所	1
3. 業務期間	1
4. 業務仕様	1
5. 対象業務	1
6. 特記仕様書の適用方法	1

2 章 一般共通事項

1. 請負代金の支払い	2
2. 受注者の負担の範囲 (1.1.3)	2
3. 施設理担当者の立会い (1.4.6)	2
4. 業務条件 (1.3.3)	2
5. 廃棄物の処理	2
6. 居室等の利用 (2.1.1)	2
7. 共用施設の利用 (2.1.2)	3
8. 駐車場の利用 (2.1.3)	3
9. その他	3

3 章 点検業務

1. 一般事項	4
(1) 業務対象団地の概要	4
(2) 点検項目, 周期	4
(3) 支給材料	5
(4) 工具及び機材	5
(5) 点検業務の報告	5

別紙 1	令和 8 年度行事予定表
別紙 2	大谷団地配置図
別紙 3	水質検査記録用紙 (水道法)
別紙 4	水質検査記録用紙 (ビル管法)
別紙 5	機械室点検表
別紙 6	量水器検針表
別紙 7	大谷団地 受変電室点検表
別紙 8	大谷団地 積算電力量計検針箇所一覧表

1 章 業務概要

1. 業務名称

静岡大学(大谷)専用水道水質等点検業務

2. 業務場所

静岡市駿河区大谷836

静岡大学 大谷団地構内

3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務仕様

この保全業務(以下「業務」という。)の受注者は、国立大学法人静岡大学工事請負等契約細則、この特記仕様書に基づき、次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象設備等	設備等概要
定期点検	電気設備	受変電設備(設備目視点検, 検針 等)
	機械設備	給排水衛生設備(水質点検, 検針 等)

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ――又は×で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし、同等以上のものを使用する場合は、施設管理担当者の承諾を受ける。
- (5) 【仕様変更】は、変更箇所(□)、追加箇所(.....), 削除箇所(――)にて表記する。

2章 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。請負代金は、静岡大学財務施設部財務課から_1_回に支払う。

2. 受注者の負担の範囲 (1.1.3)

業務に使用する電力及び用水費は、発注者の負担とする。~~ただし、停電作業等により電力・用水が供給できない場合には、施設管理担当者との協議のうえ受注者の負担において用意する。~~

3. ~~施設管理担当者の立会い (1.4.6)~~

~~停電や断水などを伴う場合。~~

4. 業務条件 (1.3.3)

業務の実施時間帯は次のとおりとする。実施日は、別紙1「令和8年度行事予定表」による。

土日祝日を含む毎日 8時30分～12時30分

ただし、8月13日から18日までの夏期一斉休業期間、および、12月26日から1月3日までの年末年始休暇期間を除く。

5. 廃棄物の処理

発生材の処理は次による。

(1) 引渡しを要するもの

1)品名	2)引渡し先	3)集積場所
------	--------	--------

(2) 特別管理産業廃棄物

1)品名	3)集積場所
------	--------

2)引渡し先	4)集積方法
--------	--------

(3) 現場において再利用するもの

1)品名	2)使用場所
------	--------

(4) 再資源化するもの

1)品名

(5) 関係法法令により適切に処理するもの

1)品名

全ての発生材

6. 居室等の利用 (2.1.1)

設備管理室 2 階控室を、備品類の保管等に使用してもよい。備品類を保管する場合は、保管箱に納めてその箱に所有・管理者名を明示するなど、発注者の備品類と区別すること。

7. 共用施設の利用 (2.1.2)

本業務を履行するために必要な場合は、下記施設を利用することが出来る。

- 各棟 便所, エレベーター

8. 駐車場の利用 (2.1.3)

本業務を履行するために必要な場合は、静岡大学構内の駐車場を無償にて利用することが出来る。自動車が入構する場合は、事前に申請し許可を得ること。

9. その他

- (1) 本業務履行中は、顔写真入りの会社名が記載された名札を身に付けること。
- (2) ~~本業務履行中は、本学より貸与する腕章を身に付けること。~~
- (3) 本業務に必要な工具類は、受注者の負担とする。
- (4) 契約図書及び関係図書を、業務の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書等が市販されている場合、または施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 受注者は、業務の履行に係る業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条の基本方針（20-6 庁舎管理等）に定める【判断の基準】及び【配慮事項】を適用する。

3章 点検業務

1. 一般事項

(1) 業務対象団地の概要

大谷団地 敷地面積 447,981 m²

(2) 点検項目, 周期

点検箇所は, 別紙2「大谷団地配置図」を参照すること。

業務実施日は, P.2 2章4. 業務条件(1.3.3)によること。

① 機械設備

a. 水質点検 (別紙3, 別紙4)

点検箇所	項目	周期	備考
① 人文社会科学部A棟 屋外水栓(5号井戸系統)	色	日1回の週7回 (土日祝日を含む)	(水道法)
	濁り		(水道法)
	匂い		(ビル管理法)
② 農学総合棟東駐車場 屋外水栓(4号井戸系統)	味		(水道法)
	残留塩素		(水道法)
③ 研究圃場 屋外水栓(6号井戸系統)	色	日1回の週5回 (土日祝日を除く)	(ビル管理法)
	濁り		
	匂い		
	味		
④ 教育学部A棟 3階男子便所SK	残留塩素	7日以内に1回	
	色	日1回の週5回 (土日祝日を除く)	(ビル管理法)
濁り			
匂い			
味			
⑤ 教育学部C棟 2階男子便所SK	残留塩素	7日以内に1回	

b. 各機械室の点検 (別紙5)

点検箇所	項目	周期	備考
⑥ 設備管理室 (5号井戸ポンプ室)	動水位	週1回	井戸管理 濾過設備管理
	静水位		
⑦ 4号井戸ポンプ室	揚水量		
⑧ 6号井戸ポンプ室	塩素残量		
	警報盤		

※ 次亜塩素酸タンクの残量が, 40Lを下回ったら, 施設課機械管理係へ連絡すること。

c. 量水器の給水検針（別紙6）

点検箇所	項目	周期	備考
⑥ 設備管理室 (5号井戸ポンプ室)	検針	月1回	漏水把握 電気代按分
⑦ 4号井戸ポンプ室			
⑧ 6号井戸ポンプ室			

※ 下記量水器は、指針を直読みする。

- ・ 4号井戸揚水用量水器
- ・ 5号井戸揚水用量水器
- ・ 6号井戸揚水用量水器
- ・ 4号井戸受水槽から6号井戸受水槽への量水器
- ・ 6号井戸受水槽から5号井戸受水槽への量水器

② 電気設備

a. 各受変電設備の目視点検（別紙7）

点検箇所	項目	周期	備考
A～P 大谷団地 (18カ所)	受電設備 電気室内	週1回	目視による

b. 積算電力計検針（別紙8）

点検箇所	項目	周期	備考
㉑～㉒ 大谷団地 (17カ所)	検針	月1回	

(3) 支給材料

点検業務に使用する残留塩素測定器(1台)とDPD法粉体試薬は支給する。なお、支給材料の在庫管理を行うとともに、購入品目の要望を書面にて施設課担当者に提出するものとする。

(4) 工具及び機材

点検業務に必要な工具及び機材のうち、(3)以外のものは受注者が用意する。

(5) 点検業務の報告

業務報告書として以下のものを提出すること。

- ・ 専用水道水質点検記録用紙
- ・ 機械室点検表
- ・ 量水器の給水検針表
- ・ 受変電室点検表

業務完了後に、業務報告書を_1_部と電子データを提出する。

書式は、発注者の定めるものとする。

業務報告書はパソコンで清書し、検針表はExcelデータを合わせて提出すること。

令和8年度 行事予定表

令和8年2月9日 現在

令和8年(2026年)															令和9年(2027年)																										
4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事			
1	水		1	金	金3	1	月	創立記念日	7	1	水	水11	1	土		1	火		1	木	授業開始 秋季入学式(静岡)	1	日	大学祭(静岡)	1	火	火8	1	金	元日	1	月	後学期試験	15	1	月		1	月		
2	木		2	土		2	火	火7	2	木	木11	2	日		2	水		2	金	秋季入学式(浜松)	金1	2	月	月4	2	水	水8	2	土		2	火	後学期試験	火15	2	火		2	火		
3	金		3	日	憲法記念日	3	水	水7	3	金	金12	3	月	※5 前学期試験(予備日)	3	木		3	土		3	火	文化の日	3	木	木10	3	日		3	水	後学期試験	水15	3	水		3	水			
4	土	入学式(静岡グランシップ)	4	月	みどりの日	4	木	木7	4	土		4	火		4	金		4	日		4	水	水5	4	金	金9	4	月	月12	4	木	後学期試験	木15	4	木		4	木			
5	日		5	火	こどもの日	5	金	金8	5	日		5	水		5	土		5	月		5	木	木6	5	土	土9	5	日	日11	5	金	※5 後学期試験(予備日)	5	金		5	金				
6	月	ガイダンス※	6	水	振替休日	6	土		6	月	月12	6	木		6	土		6	日		6	火	火1	6	金	大学祭準備(浜松体講) 静岡 金5	6	日		6	水	水11	6	土		6	土		6	土	
7	火	ガイダンス※	7	木	水曜授業 水3	7	日		7	火	火12	7	金		7	月		7	水		7	土	テクノフェスタ・大学祭 (浜松)	7	月	月9	7	木	大学入学共通テスト監督者 説明会(案) 対面授業等ふし	7	日		7	日		7	日		7	日	
8	水	ガイダンス※	8	金	金4	8	月	月8	8	水	水12	8	土		8	日		8	月	秋季学位記授与式(浜松)	8	木	木2	8	日		8	金	金12	8	月		8	月		8	月		8	月	
9	木	ガイダンス※	9	土		9	火	火8	9	木	木12	9	日		9	月	秋季学位記授与式(静岡)	9	金	金2	9	月	月5	9	水	水9	9	土		9	火		9	火		9	火				
10	金	ガイダンス※	10	日		10	水	水8	10	金	金13	10	月		10	木		10	土		10	日	日5	10	木	木11	10	日		10	水		10	水		10	水		10	水	
11	土		11	月	月4	11	木	木8	11	土		11	火	火の日	11	金		11	日		11	月	月6	11	金	金10	11	月	成人の日	11	木	建国記念の日	11	木		11	木		11	木	
12	日		12	火	火4	12	金	金9	12	日		12	水		12	土		12	月	スポーツの日	12	木	木7	12	土	土10	12	日		12	火	火12	12	金		12	金	後期日程試験	12	金	
13	月	授業開始 月1	13	水	水4	13	土		13	月	月13	13	木	夏季一斉休業(案)	13	日		13	火	火2	13	金	金6	13	日		13	水	水12	13	土		13	土		13	土				
14	火	火1	14	木	木4	14	日		14	火	火13	14	金	夏季一斉休業(案)	14	月		14	水	水2	14	土	土14	14	月	月10	14	木	木13	14	日		14	日		14	日				
15	水	水1	15	金	金5	15	月	月9	15	水	水13	15	土		15	日		15	火	火15	15	木	木3	15	日		15	火	火10	15	金	金13	15	月		15	月				
16	木	木1	16	土		16	火	火9	16	木	木13	16	日		16	水		16	金	金3	16	月	月6	16	水	水10	16	土	大学入学共通テスト	16	火		16	火							
17	金	金1	17	日		17	水	水9	17	金	月曜授業 月14	17	月	夏季一斉休業(案)	17	木		17	土		17	日		17	火	火6	17	木	木12	17	日	大学入学共通テスト	17	水		17	水				
18	土		18	月	月5	18	木	木9	18	土		18	日		18	火	夏季一斉休業(案)	18	金		18	日		18	水	水7	18	金	金11	18	月	月13	18	木		18	木				
19	日		19	火	火5	19	金	金10	19	日		19	水		19	土		19	日		19	月	月2	19	木	木8	19	土		19	火	火13	19	金		19	金				
20	月	月2	20	水	水5	20	土		20	月	海の日 補講日(静岡・浜松)	20	木		20	日		20	火	火3	20	金	金7	20	日		20	水	水13	20	土		20	土		20	土				
21	火	火2	21	木	木5	21	日		21	火	火14	21	金		21	月	敬老の日	21	水	水3	21	土		21	月	月11	21	木	補講(静岡・浜松)	21	日		21	日	春分の日	21	日				
22	水	水2	22	金	金6	22	月	月10	22	水	水14	22	土		22	日	国民の休日	22	木	木4	22	日		22	火	火22	22	金	金14	22	月	月	22	月	振替休日	22	月				
23	木	木2	23	土		23	火	火10	23	木	木14	23	日		23	月	秋分の日	23	水	水4	23	土		23	金	金4	23	月	勤労感謝の日	23	火	火	23	火	天皇誕生日	23	火	学位記授与式(静岡)	23	火	
24	金	金2	24	日		24	水	水10	24	金	金14	24	月		24	火		24	土		24	日		24	月	月7	24	木	木	24	日		24	日		24	日				
25	土	春のビッグフェスティバル (静岡)	25	月	月6	25	木	木10	25	土		25	日		25	火		25	金	月曜授業 月7	25	土		25	日		25	月	月14	25	木	前期日程試験	25	木	学位記授与式(浜松)	25	木				
26	日	春のビッグフェスティバル (静岡)	26	火	全学一斉 地震防災訓練 火6	26	金	金11	26	日		26	水		26	土		26	月		26	火	火3	26	土	土9	26	日		26	火	火14	26	金		26	金				
27	月	月3	27	水	水6	27	土		27	月	前学期試験 月15	27	木		27	日		27	火	火4	27	金	金8	27	日		27	水	水14	27	土		27	土		27	土				
28	火	火3	28	木	木6	28	日		28	火	前学期試験 火15	28	金		28	月		28	水	水4	28	土		28	月	月	28	木	冬季一斉休業(案)	28	木	木14	28	日		28	日		28	日	
29	水	昭和の日	29	金	金7	29	月	月11	29	水	前学期試験 水15	29	土		29	日		29	火	火5	29	日		29	火	火	29	金	後学期試験 金15	29	金		29	月		29	月				
30	木	木3	30	土		30	火	火11	30	木	午前:前学期試験 木15 午後:TOEIC	30	日		30	水		30	金	大学祭(静岡)(静岡体講) 浜松 金5	30	月	月8	30	火	火	30	土		30	日		30	土		30	火				
31	日		31	月		31	水	前学期試験 金15	31	日		31	土		31	日		31	月	大学祭(静岡)	31	火		31	日		31	日		31	日		31	日		31	水				

学期別の授業回数

	月	火	水	木	金
前学期	16	16	16	16	16
後学期	16	16	16	16	16
通年	32	32	32	32	32

☆学年暦
前学期 4月 1日～9月30日
後学期 10月 1日～3月31日

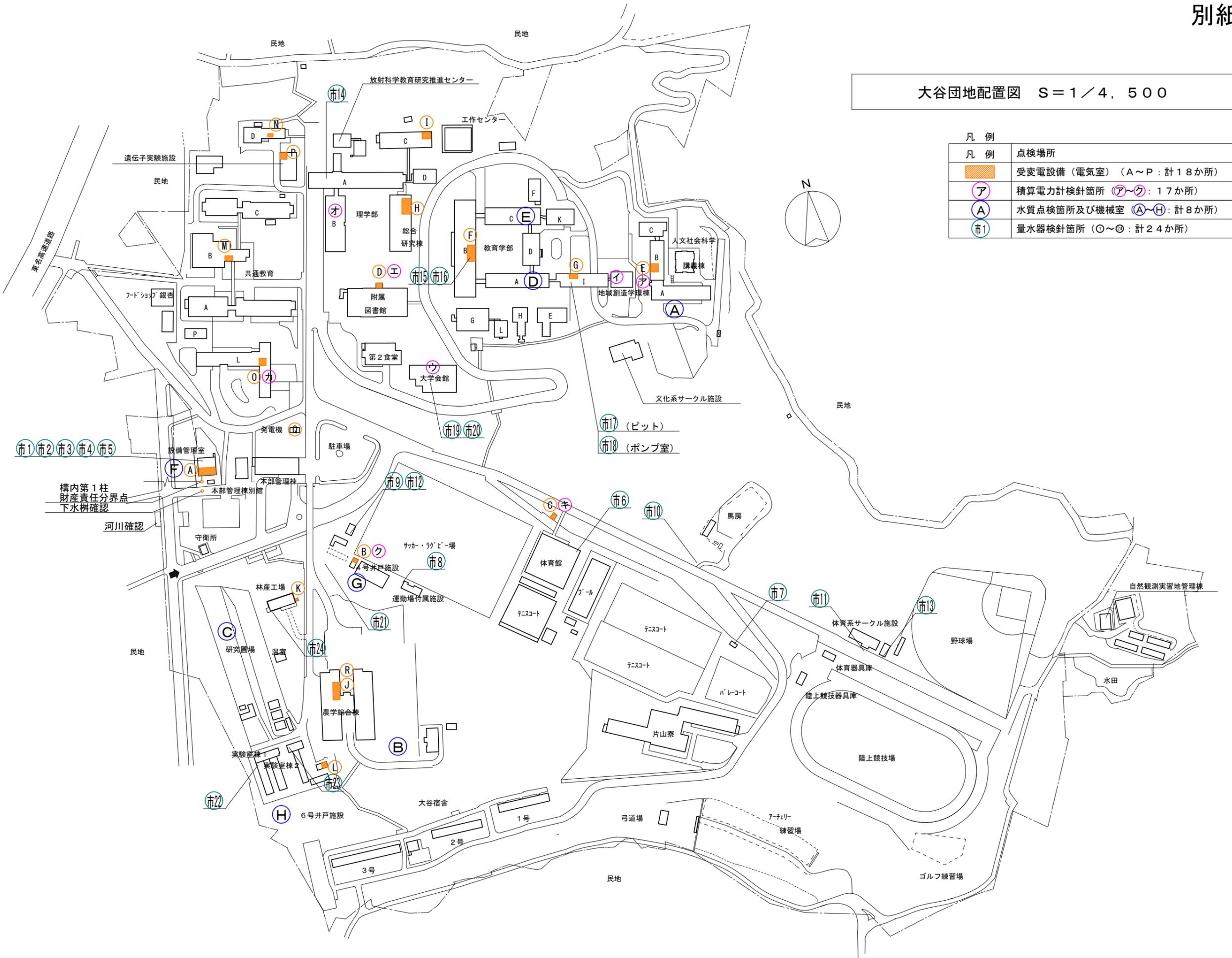
※1 上記表の回数には、定期試験(実施する場合)を各学期に1回含む

※2 原則として、半期ごとに1回以上のオンライン授業(オンデマンド型を想定。同時双方向型を除く。)を実施し、第14週までに15回分の授業を実施する。期末試験は第15週に行うことを原則とする。期末試験の代わりにレポート等で成績評価を行う場合は、オンライン授業は実施せず第15週に15回目の授業を実施することもできる

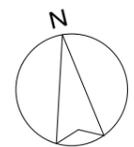
※3 上記表の「対面授業等なし」の日は、対面授業及び同時双方向型のオンライン授業は実施しない日を指す。
※4 各学期の補講日(7/20、1/21)は、対面授業及び同時双方向型のオンライン授業を行う場合の補講日を指す。
※5 自然災害等による一斉休講措置のガイドラインに該当する事由により実施できなかった試験のみ対象

- ・4月4日(土) 入学式 静岡グランシップ(大ホール)
- ・4月6日(月)～4月9日(木) 健康診断(静岡地区 新入生)
- ・4月13日(月)～4月15日(火、17日(金)) 健康診断(浜松地区 新入生)
- ・5月26日(火)全学一斉地震防災訓練
- ・9月8日(火) 秋季学位記授与式(浜松)
- ・9月9日(水) 秋季学位記授与式(静岡)
- ・10月1日(木) 秋季入学式(静岡)
- ・10月2日(金) 秋季入学式(浜松)
- ・10月30日(金)～11月1日(日) 大学祭(静岡)
- ・11月7日(土)～8日(日) テクノフェスタ・大学祭(浜松)
- ・12月28日(月) 教職員の休業日
- ・3月23日(火) 学位記授与式(静岡)(グランシップ)
- ・3月25日(木) 学位記授与式(浜松)(アクトシティ浜松)
- ※1月15日(金) 大学入学共通テスト設営に伴い、情報学部は7、8時限以降の専門科目を休講とする。補講は適宜実施する。
- ※2年生以上を対象としたガイダンスは3月中に実施することもある。実施日程は各部署からの指示に従うこと

大谷団地配置図 S=1/4, 500



凡例	
凡例	点検場所
	受変電設備（電気室）（A～P：計18か所）
	積算電力計検針箇所（ア～ウ：17か所）
	水質点検箇所及び機械室（A～H：計8か所）
	量水器検針箇所（市1～市24：計24か所）



市1 市2 市3 市4 市5

構内第1柱
財産責任分界点
下水桝確認

河川確認

市17 (ピット)
市18 (ポンプ室)

市9 市12

市6 市10

市8

市7

市11

市13

市24

市22

市23

市21

市20

市19

市16

市15

市14

市1

市2

市3

市4

市5

市6

市7

市8

市9

市10

市11

市12

市13

市14

市15

市16

市17

市18

市19

市20

市21

市22

市23

市24

市A

市B

市C

市D

市E

市F

市G

市H

市I

市J

市K

市L

市M

市N

市O

市P

市Q

市R

市S

市T

市U

市V

市W

市X

市Y

市Z

市AA

市AB

市AC

市AD

市AE

市AF

市AG

市AH

市AI

市AJ

市AK

市AL

市AM

市AN

市AO

市AP

市AQ

市AR

市AS

市AT

市AU

市AV

市AW

市AX

市AY

市AZ

市BA

市BB

市BC

市BD

市BE

市BF

市BG

市BH

市BI

市BJ

市BK

市BL

市BM

市BN

市BO

市BP

市BQ

市BR

市BS

市BT

市BU

市BV

市BW

市BX

市BY

市BZ

市CA

市CB

市CC

市CD

市CE

市CF

市CG

市CH

市CI

市CJ

市CK

市CL

市CM

市CN

市CO

市CP

市CQ

市CR

市CS

市CT

市CU

市CV

市CW

市CX

市CY

市CZ

市DA

市DB

市DC

市DD

市DE

市DF

市DG

市DH

市DI

市DJ

市DK

市DL

市DM

市DN

市DO

市DP

市DQ

市DR

市DS

市DT

市DU

市DV

市DW

市DX

市DY

市DZ

市EA

市EB

市EC

市ED

市EE

市EF

市EG

市EH

市EI

市EJ

市EK

市EL

市EM

市EN

市EO

市EP

市EQ

市ER

市ES

市ET

市EU

市EV

市EW

市EX

市EY

市EZ

市FA

市FB

市FC

市FD

市FE

市FF

市FG

市FH

市FI

市FJ

市FK

市FL

市FM

市FN

市FO

市FP

市FQ

市FR

市FS

市FT

市FU

市FV

市FW

市FX

市FY

市FZ

市GA

市GB

市GC

市GD

市GE

市GF

市GG

市GH

市GI

市GJ

市GK

市GL

市GM

市GN

市GO

市GP

市GQ

市GR

市GS

市GT

市GU

市GV

市GW

市GX

市GY

市GZ

市HA

市HB

市HC

市HD

市HE

市HF

市HG

市HH

市HI

市HJ

市HK

市HL

市HM

市HN

市HO

市HP

市HQ

市HR

市HS

市HT

市HU

市HV

市HW

市HX

市HY

市HZ

市IA

市IB

市IC

市ID

市IE

市IF

市IG

市IH

市II

市IJ

市IK

市IL

市IM

市IN

市IO

市IP

市IQ

市IR

市IS

市IT

市IU

市IV

市IW

市IX

水質点検記録用紙

項目	判定基準	
味	異常のないこと	
色	異常のないこと	
濁り	異常のないこと	
匂い	異常のないこと	
残留塩素	0.2以上であること	

味, 色, 濁り, 匂いの判定

○	良好
△	やや異常
×	異常

年

☆水質検査の方法について

1. 水を1分程度流した後、コップに水を入れ、水の色、濁り、匂いを検査する。
2. 水の色、濁り、匂いにやや異常又は異常が無ければ、水を少量口に含み味を検査する。(水を飲み込む必要はない。)
3. それぞれの検査結果について、良好であれば○、やや異常があれば△、異常があれば×を各々の項目毎に記入する。
水の色、濁り、匂いのうち、いずれかの項目に△又は×があった場合は、味の項目欄も同様に△又は×を記入する。
4. 残留塩素の項目欄で灰色に塗られた日に、検査キットを使用して残留塩素濃度を測定し、測定した数値を記入する。

検査月日 月 / 日 曜日	人文社会科学A棟屋外散水(5号井戸系統)					農学総合棟東側屋外水栓(4号井戸系統)					研究圃場屋外水栓(6号井戸系統)				
	色	濁り	匂い	味	残留塩素	色	濁り	匂い	味	残留塩素	色	濁り	匂い	味	残留塩素
/ 1 ()															
2 ()															
3 ()															
4 ()															
5 ()															
6 ()															
7 ()															
8 ()															
9 ()															
10 ()															
11 ()															
12 ()															
13 ()															
14 ()															
15 ()															
16 ()															
17 ()															
18 ()															
19 ()															
20 ()															
21 ()															
22 ()															
23 ()															
24 ()															
25 ()															
26 ()															
27 ()															
28 ()															
29 ()															
30 ()															
31 ()															

※1 この水質検査記録用紙を1枚分記入し終えたら、施設課機械管理係へ提出すること。

※2 水質検査でやや異常又は異常があったときは、速やかに施設課(内線4449)へ連絡すること。

※3 残留塩素濃度が0.2未満の場合は、速やかに施設課(内線4449)へ連絡すること。

(注)残留塩素濃度が0.1未満の場合は保健所へ連絡する必要がある。

水質点検記録用紙

年

項目	判定基準	
味	異常のないこと	
色	異常のないこと	
濁り	異常のないこと	
匂い	異常のないこと	
残留塩素	0.2以上であること	

味, 色, 濁り, 匂いの判定

○	良好
△	やや異常
×	異常

☆水質検査の方法について

1. 水を1分程度流した後、コップに水を入れ、水の色、濁り、匂いを検査する。
2. 水の色、濁り、匂いにやや異常又は異常が無ければ、水を少量口に含み味を検査する。(水を飲み込む必要はない。)
3. それぞれの検査結果について、良好であれば○、やや異常があれば△、異常があれば×を各々の項目毎に記入する。
水の色、濁り、匂いのうち、いずれかの項目に△又は×があった場合は、味の項目欄も同様に△又は×を記入する。
4. 残留塩素の項目欄で灰色に塗られた日に、検査キットを使用して残留塩素濃度を測定し、測定した数値を記入する。

検査月日 月 / 日 曜日	教育学部A棟					教育学部C棟				
	色	濁り	匂い	味	残留塩素	色	濁り	匂い	味	残留塩素
/ 1 ()										
2 ()										
3 ()										
4 ()										
5 ()										
6 ()										
7 ()										
8 ()										
9 ()										
10 ()										
11 ()										
12 ()										
13 ()										
14 ()										
15 ()										
16 ()										
17 ()										
18 ()										
19 ()										
20 ()										
21 ()										
22 ()										
23 ()										
24 ()										
25 ()										
26 ()										
27 ()										
28 ()										
29 ()										
30 ()										
31 ()										

- ※1 この水質検査記録用紙を1枚分記入し終わったら、施設課機械管理係へ提出すること。
 ※2 水質検査でやや異常又は異常があったときは、速やかに施設課(内線4449)へ連絡すること。
 ※3 残留塩素濃度が0.2未満の場合は、速やかに施設課(内線4449)へ連絡すること。
 (注)残留塩素濃度が0.1未満の場合は保健所へ連絡する必要がある。

機械室点検表

令和 年

場所	点検内容	点検月日	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :
設備管理室・5号井戸(①)	動水位(m)						
	静水位(m)						
	揚水量(L/min)						
	塩素残量(L)						
	動水位時塩素濃度(ppm)						
	塩素チャート紙交換(毎月)						
	集中警報盤,ろ過機盤,給水ポンプ制御盤1~3,排水ポンプ制御盤						
	副受水槽のポンプ切り替え						
場所	点検内容	点検月日	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :
4号井戸ポンプ室(②)	動水位(m)						
	静水位(m)						
	揚水量(L/min)						
	塩素残量(L)						
	動水位時塩素濃度(ppm)						
	塩素チャート紙交換(毎月)						
	ろ過機盤,給水ポンプ制御盤1~4						
	コンプレッサ エア抜き						
場所	点検内容	点検月日	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :	/ () :
6号井戸ポンプ室(③)	動水位(m)						
	静水位(m)						
	揚水量(L/min)						
	塩素残量(L)						
	動水位時塩素濃度(ppm)						
	塩素チャート紙交換(毎月)						
	井戸ポンプ制御盤,ろ過機盤,給水ポンプ制御盤1~2						
備 考							

※ 1.この業務報告書は、毎月 施設課機械管理係に提出すること。
 2.機械室点検で、上記点検内容以外の異常等を発見したときは、速やかに施設課機械管理係(内線4449)まで連絡すること。

量水器検針表

井戸 系統	集中検針盤		場所	4月 日()	5月 日()	6月 日()	7月 日()	8月 日()	9月 日()	10月 日()	11月 日()	12月 日()	1月 日()	2月 日()	3月 日()	備考
	棟No	部屋No														
5号	11	01	5号井戸 揚水量													現地読み
	-	-	市水引込													現地読み
	-	-	本部管理棟													市1
	-	-	守衛・設備管理													市2
	-	-	共通教育 AB棟													市3
	12	01	第一食堂													
	-	-	共通教育 CD棟													市4
	-	-	共通教育 I棟													市5
	11	07	直圧系統 全体													
	-	-	直圧系統 体育館													市6
	-	-	屋外便所(フェルト)													市7
	41	04	プール													
	-	-	運動場付属施設													市8
	-	-	屋外便所(サッカービ-場)													市9
-	-	馬房													市10	
-	-	体育系サ-カ施設													市11	
-	-	多目的保育施設													市12	
-	-	屋外便所(野球場)													市13	
42	06	自然観察実習地													現地読み	
4号	31	01	4号井戸 揚水量													現地読み
	-	-	理学部 高架タンク A・C棟													市14
	13	04	遺伝子実験施設													
	13	05	放射科学研究施設 系統													
	13	06	総合研究棟 1・2F													
	13	07	総合研究棟 3~7F													
	-	-	教育学部 高架サ-カ A・C棟													市15
	-	-	教育学部C棟5・6階直圧系統													市16
	-	-	教育学部I棟高架タンク													市17
	22	06	地域創造学環棟 1F用													
	22	07	地域創造学環棟 2F用													
	-	-	人文・文化系サ-カ 全体													市18
	-	-	文化系サ-カ施設													
	-	-	第2食堂 図書館 全体													市19
21	03	大学会館 保健サ-カ														
21	04	大学会館 学生ララジ(自動販売機)														
-	-	大学会館 全体													市20	
21	05	第2食堂(生協負担)														
21	06	第2食堂(大学負担)														
-	-	農学部全体													市21	
6号	33	04	6号井戸 揚水量													現地読み
	-	-	農学総合棟(4号井戸)からの給水量													現地読み
	-	-	5号井戸受水槽への給水量													現地読み
	-	-	実験棟1													市22
	-	-	実験棟2													市23
	-	-	林産工場													市24
-	-	設備管理室消火水槽													現地読み	

注) 橙は 賦課メ-ター(所有権:静岡市, 下水道料金支払いに使用)

大谷団地 受変電室点検表

記号	電気室	点検月日																				
		月 日()			月 日()			月 日()			月 日()			月 日()			月 日()					
		目視	異音	異臭	目視	異音	異臭															
A	設備管理室																					
B	4号井戸電気室																					
C	体育館電気室																					
D	附属図書館																					
E	人文社会科学部B棟																					
F	教育学部B棟																					
G	教育学部I棟																					
H	総合研究棟																					
I	理学部C棟																					
J	農学総合棟																					
K	林産工場																					
L	研究圃場																					
M	共通教育B棟																					
N	共通教育D棟																					
O	共通教育L棟																					
P	遺伝子実験棟																					
Q	発電機室																					
R	農学部発電機室																					

※1 この電気室点検記録用紙を一枚分記入を終えたら、施設課電気管理係担当まで提出すること。

※2 電気室点検で、異常等がを発見したら、速やかに施設課電気管理係(内線4446・4447)まで連絡すること。

大谷団地 積算電力量計検針箇所一覧表

団地	記号	棟名称	階数	部屋	名称	回路	番号
大谷団地	ア	人文社会科学部B棟	1階	電気室	外灯用	電灯	1
	イ	地域創造学環棟	1階	廊下	地域創造学環用	電灯	2
						動力	3
	ウ	大学会館	1階	ポンプ室	ポンプ用	動力	4
	エ	附属図書館	1階	電気室	大学会館用	電灯	5
						動力	6
					外灯用	電灯	7
	オ	理学部 B棟	1階	ポンプ室	教育・人文 加圧ポンプ用	動力	8
					図書・会館 揚水ポンプ用	動力	9
	カ	共通教育 L棟	1階	電気室	情報処理センター用	電灯	10
						動力	11
					こころの相談室用	電灯	12
						動力	13
キ	体育館電気室			理学部実験機器用	電灯	14	
					動力	15	
ク	4号井戸電気室			廃液処理施設用	電灯	16	
					動力	17	

・検針は毎月1日に検針するものとする。(1日が土・日曜日・祝日の場合は次の平日とする。)

・検針結果(測定結果)は、検針後三日以内に大学側に提出すること。